

冷凍保安規則

昭和41年 5月25日通商産業省令第51号

改正：令和 2年 4月10日経済産業省令第37号（火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	
<p><b>第八章 保安検査及び定期自主検査</b>  <b>第一節 保安検査</b>  <b>（特定施設の範囲等）</b></p> <p><b>第四十条</b> 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものを除く製造施設（以下「特定施設」という。）とする。</p> <p>一 ヘリウム、R二十一又はR百十四を冷媒ガスとする製造施設</p> <p>二 製造施設のうち認定指定設備の部分</p> <p>2 法第三十五条第一項<b>本文の規定により、</b>都道府県知事<b>又は</b>指定都市の長が行う<b>保安検査は、三年以内に少なくとも一回以上行うものとする。</b></p> <p>3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を受けようとする第一種製造者は、第二十一条第二項の規定により製造施設完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から二年十一月を超えない日までに、様式第二十三の保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事又は指定都市の長は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第二十四の保安検査証を交付するものとする。</p>	<p><b>第八章 保安検査及び定期自主検査</b>  <b>第一節 保安検査</b>  <b>（特定施設の範囲等）</b></p> <p><b>第四十条</b> 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものを除く製造施設（以下「特定施設」という。）とする。</p> <p>一 ヘリウム、R二十一又はR百十四を冷媒ガスとする製造施設</p> <p>二 製造施設のうち認定指定設備の部分</p> <p>2 法第三十五条第一項<b>本文の</b>都道府県知事<b>若しくは</b>指定都市の長が行う<b>保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、三年に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。</b></p> <p>3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項の保安検査を受けようとする第一種製造者は、第二十一条第二項の規定により製造施設完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から二年十一月を超えない日までに、様式第二十三の保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事又は指定都市の長は、法第</p>

	<p>三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第二十四の保安検査証を交付するものとする。</p>
<p>-本則-</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)</p> <p><b>第四十一条</b> 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、前条第一項に規定する製造施設とする。</p> <p>2 前条第二項から第四項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項<b>本文の規定により、都道府県知事又は</b>指定都市の長」とあるのは「法第三十五条第一項<b>第一号の規定により、協会</b>」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第二十五の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>4 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項<b>本文の規定により、都道府県知事又は</b>指定都市の長」とあるのは「法第三十五条第一項<b>第一号の規定により、指定保安検査機関</b>」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)</p> <p><b>第四十一条</b> 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、前条第一項に規定する製造施設とする。</p> <p>2 前条第二項から第四項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項<b>本文の都道府県知事若しくは</b>指定都市の長」とあるのは「法第三十五条第一項<b>第一号の協会</b>」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第二十五の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>4 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項中「法第三十五条第一項<b>本文の都道府県知事若しくは</b>指定都市の長」とあるのは「法第三十五条第一項<b>第一号の指定保安検査機関</b>」と、同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関」と、同条第四</p>

<p>査機関」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</p> <p>5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第二十六の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。</p> <p>5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第二十六の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>
---	---

**-本則-**

施行日：令和 2年 4月10日

<p style="text-align: center;"><b>第二節 定期自主検査</b> (定期自主検査を行う製造施設等)</p> <p><b>第四十四条</b> 法第三十五条の二の一日の冷凍能力が経済産業省令で定める値は、アンモニア又はフルオロカーボン（不活性のものを除く。）を冷媒ガスとするものにあつては、二十トンとする。</p> <p>2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、製造施設（第三十六条第二項第一号に掲げる製造施設（アンモニアを冷媒ガスとするものに限る。）であつて、その製造設備の一日の冷凍能力が二十トン以上五十トン未満のものを除く。）とする。</p> <p>3 法第三十五条の二の規定により自主検査は、第一種製造者の製造施設にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は第二種製造者の製造施設にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年に一回以上<b>行わなければならない。</b></p> <p>4 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者（製造施設が第三十六条第二項各号に掲げるものである者及び第六十九条の規定に基づき経済産業大臣が冷凍保安責任者の選任</p>	<p style="text-align: center;"><b>第二節 定期自主検査</b> (定期自主検査を行う製造施設等)</p> <p><b>第四十四条</b> 法第三十五条の二の一日の冷凍能力が経済産業省令で定める値は、アンモニア又はフルオロカーボン（不活性のものを除く。）を冷媒ガスとするものにあつては、二十トンとする。</p> <p>2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、製造施設（第三十六条第二項第一号に掲げる製造施設（アンモニアを冷媒ガスとするものに限る。）であつて、その製造設備の一日の冷凍能力が二十トン以上五十トン未満のものを除く。）とする。</p> <p>3 法第三十五条の二の規定により自主検査は、第一種製造者の製造施設にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているか、又は第二種製造者の製造施設にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年に一回以上<b>行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。</b></p>
--	---

<p>を不要とした者を除く。)又は第二種製造者(製造施設が第三十六条第三項各号に掲げるものである者及び第六十九条の規定に基づき経済産業大臣が冷凍保安責任者の選任を不要とした者を除く。)は、同条の自主検査を行うときは、その選任した冷凍保安責任者に当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。</p> <p>5 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者及び第二種製造者は、検査記録に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 検査をした製造施設</p> <p>二 検査をした製造施設の設備ごとの検査方法及び結果</p> <p>三 検査年月日</p> <p>四 検査の実施について監督を行った者の氏名</p>	<p>4 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者(製造施設が第三十六条第二項各号に掲げるものである者及び第六十九条の規定に基づき経済産業大臣が冷凍保安責任者の選任を不要とした者を除く。)又は第二種製造者(製造施設が第三十六条第三項各号に掲げるものである者及び第六十九条の規定に基づき経済産業大臣が冷凍保安責任者の選任を不要とした者を除く。)は、同条の自主検査を行うときは、その選任した冷凍保安責任者に当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。</p> <p>5 法第三十五条の二の規定により、第一種製造者及び第二種製造者は、検査記録に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 検査をした製造施設</p> <p>二 検査をした製造施設の設備ごとの検査方法及び結果</p> <p>三 検査年月日</p> <p>四 検査の実施について監督を行った者の氏名</p>
-その他-	
施行日：令和 2年 4月10日	
様式 [省略]	様式 [省略]
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～	
施行日：令和 2年 4月10日	
◆追加◆	附 則 (令和二・四・一〇経産令三七)
-改正法・附則- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～	
施行日：令和 2年 4月10日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*